

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 27 年 12 月 7 日・東京都規則第 187 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

ア 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成 14 年政令第 257 号）の改正に伴い、都市再生緊急特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域のうち、「池袋駅周辺地域」が指定されたことから、規則第 51 条第 2 号で定める特定の地域（規則別表第 6）を新たに指定する。

イ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の改正に伴い、規定整備を行う必要がある。

### (2) 改正内容

ア 規則別表第六 十一の項に、「東池袋五丁目」を加える。

イ 規則別表第八 九の部（二）の項中の下水道法の引用箇所を改める。

## 2 施行日

公布の日

## 3 問合せ先

環境局総務部環境政策課

直通 03-5388-3406

内線 42-178